



PAD-E-第00-001号

# スターストリームサービス 契約約款細則

第1版  
(平成13年3月)

**JSAT株式会社**

## スターストリームサービス契約約款細則 目次

細 則 -----	1
1 専用契約者の地位の承継 .....	1
2 専用契約者の氏名等の変更 .....	1
3 受信専用設備の設置場所等の提供 .....	1
4 電気の提供 .....	1
5 自営端末設備の接続 .....	1
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査 .....	1
7 自営電気通信設備の接続 .....	2
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 .....	2
9 電気通信設備の維持 .....	2
10 資料の提出 .....	2
11 トランスポング技術仕様 .....	2
12 地球局設備の据付け場所 .....	3
13 スターストリームサービスに係る技術資料の項目 .....	3
附 則 -----	4

## 細 則

## 1 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続人又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱います。

## 2 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

## 3 受信専用設備の設置場所等の提供

受信専用設備を設置するために必要な場所及び施設は、専用契約者に提供していただきます。

## 4 電気の提供

受信専用設備に必要な電気は、専用契約者に提供していただきます。

## 5 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営端末設備を接続する場合、または地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営端末設備を接続する場合は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他スターストリームサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (3) 第(1)号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を地球局設備等から取りはずしていただきます。

## 7 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合、または地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他スターストリームサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取扱います。

## 9 電気通信設備の維持

当社は、スターストリームサービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「事業用電気通信設備規則」といいます。)に適合するよう維持します。

## 10 資料の提出

専用契約者は、スターストリームサービスの提供に係る受信専用設備に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その受信専用設備に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

## 11 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項目	性能		
周波数帯域	Kuバンド		
人工衛星	1号衛星	4号衛星	N-STARa
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力(EIRP)	48.5dBW以上	52.0dBW以上	50.0dBW以上
備考			
1 トランスポンダの性能の測定は、当社の定めた方法に基づき当社の横浜衛星管制センターに設置された中継器特性測定装置(ATS)及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局設備を使用して行います。但し、N-STARaについては、当社が別に定める測定を行います			
2 EIRPの測定は、単一の搬送波を使用します。			

## 12 地球局設備の据付け場所

- 地球局設備1 東京都千代田区麹町三丁目2番地 垣見麹町ビル別館  
地球局設備2 東京都江東区亀戸七丁目51番地1号 住商情報システム東京第一センター  
地球局設備3 東京都港区港南1丁目9番1号 NTT品川TWINS内

## 13 スターストリームサービスに係る技術資料の項目

- 1 スターストリームサービスの概要
- 2 専用回線の構成
- 3 回線設計において考慮すべき基本的な事項
- 4 回線設計に係るトランスポンダの伝送特性等
- 5 スターストリームサービスに係る専用回線の保守

附 則

(実施期日)

この細則は、平成13年3月31日から実施します。

---

資料名 スターSTREAMサービス契約約款細則

資料番号 PAD-E-第00-001号

平成13年 3月 31日 第1版

J S A T 株 式 会 社  
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0  
( 営 業 本 部 代 表 )

---

(不許複製、禁転載)

